

1. 届出を必要とする者とは

石油：この法律でいう『石油』とは、原油、指定石油製品（揮発油、灯油（ジェット燃油）、軽油、重油）及びプロパン、ブタンを主成分とする石油ガス（液化したものを含む）をいいます。

従って、潤滑油、アスファルト、グリース等については対象外のため届出は不要です。

石油販売業：以下（1）①～③のいずれかに該当する者は届出を必要とします。

『石油の販売を行う事業』とは営利目的であるか否かを問わず、自己の名義により継続反復して有償で他人に譲渡することを目的として事業活動を行う者を指しています。

（卸売業者も含みます。）

* 自家用は届出対象外です。 但し、一般販売も行う場合には届出が必要になります。

（1）届出を必要とする販売業者

①原油又は指定石油製品の販売を行う事業にあつては、消防法第9条の3に規定する指定数量を超える場合（★貯蔵タンク等の施設を有する場合）

（参考：消防法に規定する指定数量）

第4類	第1石油類（ガソリン他）	200 リットル
	第2石油類（灯油・軽油他）	1,000 リットル
	第3石油類（重油他）	2,000 リットル

②石油ガスの販売を行う事業にあつては、使用するタンクの容量が5トンを超える場合

③上記①・②に掲げるもののほか、「当該年度の販売予定量」又は「前年度の販売量」のいずれか大きい数量が、次の数量を超える場合（★施設を有しない場合等）

（イ）原油	1,000 キロリットル
（ロ）揮発油	2,400 キロリットル
（ハ）灯油	60 キロリットル
（ニ）軽油	1,800 キロリットル
（ホ）重油	120 キロリットル
（ヘ）石油ガス	360 トン

（2）注意事項

- ・「揮発油等の品質の確保等に関する法律」（品質確保法）の登録を受けた者（ガソリンスタンド）で、揮発油のみを販売している場合については、当該届出は不要です。
- ・複数の事業所（給油所）で販売を行う場合は、事業所毎に届出が必要です。

2. 開始届出は、どのような場合に必要か

石油販売業開始届出は、以下の（１）①～⑤に該当する場合に必要です。

（１）開始届出が必要なケース（石油備蓄法第２７条第１項）

- ①はじめて石油販売業を行う場合
- ②事業所（給油所等）を新設・譲受・借用等により追加して販売を行う場合
- ③法人が合併（承継）する場合（新設合併、吸収合併）
- ④石油の販売数量が規則で規定する数量以上になる場合
- ⑤組織を変更する以下の場合（開始届出及び廃止届出の提出が必要）
個人 ↔ 法人合資・合名会社 ↔ 株式・有限会社など

（２）届出に必要な書類

石油販売業開始届出書（様式第１７）（添付書類は不要）

3. 廃止届出は、どのような場合に必要か

石油販売業廃止届出は、以下の（１）①～⑤に該当する場合に必要です。

（１）廃止届出が必要なケース（石油備蓄法第２７条第３項で準用する第２６条第３項）

- ①石油販売業をやめる場合
- ②事業所（給油所等）を廃棄、譲渡、貸与等する場合
- ③法人を合併（承継）する場合（新設合併、吸収合併）（開始届出書及び廃止届出書の提出が必要）
- ④石油の販売数量が規則で規定する数量未満になる場合
- ⑤組織を変更した以下の場合（開始届出書及び廃止届出書の提出が必要）
個人 ↔ 法人合資・合名会社 ↔ 株式・有限会社など

（２）届出に必要な書類

石油販売業廃止届出書（様式第１９）（添付書類は不要）

※「廃止の理由」、「設備の処分に関する事項」欄については、記載漏れのないよう注意。

（例）「廃止の理由」：譲渡（運営者交替）、合併、営業不振、その他（組織変更等）

「設備の処分に関する事項」：設備撤去、～へ譲渡、～へ引き継ぐ（運営者交替）
等を記載して下さい。

4. 変更届出は、どのような場合に必要か

石油販売業変更届出は、以下の（１）①～⑩に該当する場合に必要です。

（１）変更届出が必要なケース（石油備蓄法第２７条第２項）

- ①法人の代表者を変更した場合

- ②法人の名称を変更した場合
- ③個人事業者が相続（承継）した場合
- ④個人事業者（養子縁組等により）の名称が変わった場合
- ⑤組織を変更した場合（法人格の同一性が維持される以下の場合等）
- ⑥事業者住所（本社）を変更した場合、又は住居表示が変更された場合
※市町村合併による住所変更を除く
- ⑦事業所（給油所等）の名称を変更した場合、又は住居表示が変更された場合
- ⑧販売する石油の種類を変更した場合
- ⑨元売業者等主たる仕入先を変更した場合
- ⑩主たる販売施設（タンクの容量、計量器の数）を変更した場合

(2) 届出に必要な書類

石油販売業変更届出書（様式第18）（添付書類は不要）

※「変更事項」欄には“どこの事業所に係るどのような変更なのか”を記載願います。

※変更事項が多く記載しきれない場合は、「別紙のとおり」として別紙の添付も可。

☆ 届出書の提出にあたって ☆

- ・ 原則、下記メールアドレス宛に電子ファイルにてご提出をお願いします。

※なお、手続き完了後、「手続きが完了した」旨を、提出いただいたアドレス宛にメールにてご連絡させていただきますが、届出者用の控え（受付印を押したもの）が必要な場合は、その旨、提出メール本文にご記載いただきますようお願いいたします。

- ・ 届出は、主たる事務所（本社・本店）の所在地を管轄する経済産業局へ提出して下さい。

個人の場合は本人の住所（住民票に記載）が所在地になります。

- ・ 紙でご提出いただく場合、2部作成の上、提出願います。

1部—経済産業本省用（正本）、1部—経済産業局用（副本）、

※届出者用の控えが必要な場合、返信用封筒と共に更に1部追加して下さい（計3部）。

☆ 届出書の提出先など ☆

- ・ 届出者の主たる事務所が以下の所在地の場合

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

提出先：

（メール提出の場合）

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

bzl-sekiyuhannbai-bichiku@meti.go.jp

(郵送の場合)

〒812- 8546 福岡市博多区博多駅東 2- 11- 1 (福岡合同庁舎本館 7階)

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

・ 本件に関するお問い合わせ先 :

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

Eメール : bzl-sekiyuhannbai-bichiku@meti.go.jp TEL:092-482-5476